

神戸産農水産物直売所クーポン券（神戸フードサポート事業）発行業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務目的

食費高騰の影響を受ける市民を支援するとともに、肥料・燃料等の高騰で経営が圧迫されている生産者を支援するため、神戸産農水産物直売所で利用できるクーポン券を発行する。

(2) 業務内容

別紙「神戸産農水産物直売所クーポン券（神戸フードサポート事業）発行業務 委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日より、令和9年3月31日（水）まで

(4) 契約金額の上限

金 60,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額にクーポン券分 50,000,000 円を含む。

(5) 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

2. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する（神戸市は受託者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある）。なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

(3) 委託金額の支払方法（概算払い等）については契約締結前に別途協議する。

(4) 契約書案

別紙「頭書及び委託契約約款」のとおり

(5) その他

契約締結後、当該契約中の履行期間中に、受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

(3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。

(4) 神戸市指名停止基準要綱による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。

- (5) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (8) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (9) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たしていること。
 - ① 共同企業体の構成員は、上記(1)～(8)の要件を満たしていること。
 - ② 共同企業体の構成員は、業務委託について当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ③ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

4. スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年3月13日(金) |
| (2) 参加申請書類及び質問票の提出期限 | 令和8年3月30日(月)午後5時(必着) |
| (3) 質問への回答 | 令和8年4月6日(月)(予定) |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和8年4月13日(月)午後5時(必着) |
| (5) 選定委員会 | 令和8年4月17日(金)(予定) |
| ※詳細は参加申請者に別途通知 | |
| (6) 選定結果通知 | 令和8年4月下旬(予定) |
| (7) 契約締結 | 契約候補者選定後、速やかに締結 |

5. 参加申請書類の提出

- (1) 提出期限：令和8年3月30日(月)午後5時(必着)
 - ※応募書類を提出する際のメール容量が10MBを超える場合は、本市よりファイル交換システムを案内するため、本市へ連絡すること。
 - ※提出期限後の提出は一切受け付けない。
- (2) 提出方法：本要領10に定める担当部署あてに持参、郵送または電子メールにより提出すること。
 - ※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、9時から17時までの間とする(ただし、12時から13時までの間を除く)。
 - ※郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が確認できる方法により提出すること。
 - ※電子メールでの提出の際は、PDFファイルでの提出とし、発信と併せて、本市へ電話で発信を知らせること。
- (3) 提出書類
 - ① 参加申込書(様式1号)
 - ② 参加資格確認書(様式2号)

③ 法人登記簿謄本（提出日から起算して3カ月以内に発行された正本）

④ 団体概要（様式3号）

※直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可。

⑤ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書

（直近1年分、写しでも可）

※滞納がないことを証明する納税証明書によること。

※当該区市町村において、上記様式がない場合は各区市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること。

⑥ 共同企業体結成届出書（様式4号）（共同企業体による参加申込の場合のみ）

※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記の③～⑤を提出すること。

（4）提出部数：各1部

6. 質問票の提出

本要領や仕様書の内容に疑義や質問がある場合は、質問票（様式5号）により行うこと。

なお、審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。

（1）提出期限：令和8年3月30日（月）午後5時（必着）

（2）提出方法：本要領10に定める担当部署あてに電子メールにより提出すること。

（3）提出書類：質問票（様式5号）

（4）回答方法：市HPにて掲示し、回答する。なお、質問のあった参加者名は公表しない。

（5）その他：神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

7. 企画提案書・見積書の提出

（1）提出期限：令和8年4月13日（月）午後5時（必着）

※応募書類を提出する際のメール容量が10MBを超える場合は、当市よりファイル交換システムを案内するため、当市へ連絡すること。

※提出期限後の提出は一切受け付けない。

（2）提出方法：本要領10に定める担当部署あてに持参、郵送または電子メールにより提出すること。

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、9時から17時までの間とする（ただし、12時から13時までの間を除く）。

※郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が確認できる方法により提出すること。

※電子メールでの提出の際は、PDFファイルでの提出とし、発信と併せて、本市へ電話で発信を知らせること。

（3）企画提案書

① 様式自由・A4サイズ（A3版の折り込み可）

② 仕様書で指定している項目について、必ず記載すること。

③ 左綴じ各頁に通し番号を記載すること。

（4）見積書

① 様式自由・A4サイズ

② 内訳が分かるように記載すること。

(5) 提出部数：持参と郵送の場合は、正本1部、副本8部、電子メールの場合は、電子データ

8. 選定方法及び結果の通知

(1) 選定方法

- ・「神戸産農水産物直売所クーポン券（神戸フードサポート事業）発行業務」受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて提出された企画提案書等に基づく、対面によるプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を選定し、最優秀提案者として契約の相手方の候補者とする。
- ・提出された企画提案書等について評価基準に基づき評価を行い、その結果、6割以上の点数を得られなかった場合は契約候補者として選定しない。
- ・なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施する場合がある。

(2) 選定委員会（プレゼンテーション審査）の実施

- ① 日時：令和8年4月17日（金）（予定）
- ② 場所：神戸市経済観光局大会議室
- ③ 内容：企画提案書によりプレゼンテーションすること。

※写真、パンフレット等の補足資料がある場合は、A4サイズで計20ページ以内とし、当日、9部を持参すること。

(3) 選定基準

① 算出方法について

事業者選定委員会で審査される内容点及び見積額に基づく価格点をそれぞれ算出する。

評価点（100点満点）：内容点（85点）＋価格点（5点）＋地元企業に対する加点（10点）

② 内容点

内容点は、85点満点とし、各委員の内容点の平均値を応募者の得点とする。

③ 価格点

価格点は、5点満点とし、以下の式によって事務局が算出する（小数点以下第1位は四捨五入）。

価格点（5点満点）＝5×（最低見積価格÷見積価格）

④ 地元企業に対する優先的扱い

ア 地元企業（提案者の本社所在地が神戸市内）の場合：10点

イ 準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある）の場合：5点をそれぞれ加算する。

※共同企業体で参加する場合は、構成員となる企業全ての本社所在地にて判断をし、その平均点（小数点以下第1位は四捨五入）を加算する。

（例）地元企業×地元企業 →（10点＋10点）／2＝10点

地元企業×準地元企業 →（10点＋5点）／2＝8点

準地元企業×市外企業 →（5点＋0点）／2＝3点

- ⑤ 評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、内容点が最も高い事業者を契約の相手方の候補者とする。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - ② 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
 - ③ 契約候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
 - ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。
 - ⑥ 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき。
 - ⑦ 見積書に記載の見積金額が本要領に定める契約上限額を超過しているとき。
- (5) 選定結果の通知
- ① 選定結果は、決定後速やかに応募者全員に通知するとともに、神戸市ホームページに掲載する。
 - ② 応募者は、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く）以内に、受託候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日（休日等を除く）以内に書面等により回答する。理由の説明については、原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

9. 注意事項

- (1) 提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとする。
- (2) 参加申込書や企画提案書が以下の条件のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加を認めないこと又は契約の締結の無効若しくは取り消しを行うことがある。
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ② 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提案に関する費用（資料作成費・通信運搬費・交通費等）は、選定結果の如何に関わらず提案者の負担とする。
- (5) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式任意）」を本要領10の担当部署に届け出ること。

10 担当部署・連絡先

神戸市経済観光局農水産課 梅基、賀

【所在地】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館3階

【電話番号】078-984-0379

【電子メール】nousan_engei@city.kobe.lg.jp

※お越しになる場合は、事前に電話連絡をお願いいたします。

神戸産農水産物直売所クーポン券（神戸フードサポート事業）発行業務 委託事業者選定委員会
評価基準

項目		採点基準	配点
内容点	① 全体	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的と業務内容を踏まえた提案となっているか。 ・現実的かつ合理的なスケジュールとなっているか。 ・効果検証の手法が優れているか。 	10
	② クーポン券について	<ul style="list-style-type: none"> ・不正防止やセキュリティ対策等の安全性が確保されているか。 ・クーポン券の利用や管理において、利用者及び参加店舗の負担が少ない仕組みとなっているか。 ・配布の方法が公平な仕組みとなっているか。 ・販売、利用状況等の確認や管理が適切にできる仕組みとなっているか。 	20
	③ 利用者・店舗への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・参加店舗数を効果的に募集する手法が提案されているか。 ・コールセンターの運営等、利用者や店舗からの問い合わせに確実かつ迅速に対応できるか。 ・利用者及び店舗が、事業内容や運営方法等を十分に理解できる取組みが提案されているか。 	15
	④ 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び店舗が実施時期、場所について十分に知ることができる内容となっているか。 ・クーポン券配布完了に向けた広報計画となっているか。 ・効果的な広報物の作成が提案されているか。 ・各種媒体を活用した斬新な広報手段が提案されているか。 	15
	⑤ 業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を効率的かつ確実に実施できる体制となっているか。 ・急なトラブルへの対応等が可能な体制となっているか。 	10
	⑥ 独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が有する専門的知見やノウハウ、ネットワークを活用した企画提案となっているか。 ・その他特筆すべき提案がされているか。 	15
価格点	⑦ 提案価格の適正さ	価格点＝10 点満点×（最低提案価格÷事業者の提案価格） ※小数点第1位以下四捨五入	5
加 点	⑧ 地元企業 神戸市内に 本社を有す るか	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業（本社所在地が市内）の場合 10 点 ・準地元企業（支店等が市内にある）の場合 5 点 ※共同企業体で参加する場合は、構成員となる企業全ての本社所在地にて判断し、その平均点（小数点以下第1位四捨五入）を加算 	10
合計点			100